

議会運営委員会会議録

平成23年11月25日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 10:50

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日  
について

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 一般質問通告締切日     | 12月 1日(木)午後5時 |
| (2) 議案に対する質疑通告締切日 | 12月 6日(火)午後5時 |
| (3) 意見書案・請願の提出締切日 | 12月 6日(火)午後5時 |

(1) 本会議並びに委員会において説明員を指名する際に略称を用  
いることについて

(2) 次回委員会予定 12月8日(木)本会議終了後

---

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。平成23年第5回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

財政課長

まず、議案第83号から第93号までの予算関連議案の概要についてご説明いたします。別に配布いたしております「平成23年度補正予算資料」をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、主に本年度前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。補正額につきましては、一般会計で5億1,504万2千円を追加いたしております。また、12の特別会計のうち今回補正いたします10の会計で8億4,619万6千円の減額、市立病院事業会計を除く3つの企業会計で5億721万9千円の減額、合計で8億3,837万3千円を減額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。補正予算概要の主なものについて、ご説明いたします。まず、一般会計の歳入で、市税総額につきましては2億1,517万4千円を追加いたしておりますが、これは主に市たばこ税について平成22年12月の税率改正による本数減少の影響が当初見込みほど小さくなく、調定が大幅に増となったことによるものでございます。地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により4億7,372万1千円を増額するものでございます。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額の増加額は2億8,950万円となります。同じく特別交付税は、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償共済基金負担金追加掛金分などの経費につい

て9月に特例交付されたものを補正するものでございます。国庫支出金および県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。繰入金では、財政調整基金につきまして今回の補正で市税や普通交付税の増額等により余剰金が見込まれるため、全額減額して取崩しを行わないこととし、同じく減債基金につきまして災害援護資金償還分を除いた全額を財源調整により減額するものでございます。前年度繰越金を約6億9,000万円追加いたしておりますが、これは主に平成22年度の特別交付税が予算計上額を大幅に上回って交付されたことなどによるものでございます。諸収入では、黒岩・堤田線道路新設事業に対しまして産炭地域活性化基金助成金の交付決定があったため追加をいたしております。市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の追加および変更に伴い補正するもので、普通交付税から赤字地方債への振替え分である臨時財政対策債につきましては額の確定により減額の補正をいたしております。次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者の増などにより次ページの表に記載しておりますように、一般職で当初見込み職員数から29人減少しており、その他の増減要因と併せて一般・特別会計の合計で約3億円の減額となっております。

4 ページをお願いいたします。議会費では、報酬および期末手当について、議員不在期間の発生による不要額を減額いたしております。総務費の財産管理費では、財政調整基金について財源調整のため5億2,039万3千円積立てることとし、減債基金につきましては今回の補正により余剰金が見込まれるため、将来の公債費負担に備え本年度合併特例債借入予定額の30%相当分の10億3,700万円を積立てるものでございます。地域振興費では、コミュニティバス運行費につきまして、平成23年度の国庫補助金の増額に伴う飯塚市地域公共交通協議会への負担金等の補正と、平成24年度運行に係る準備経費として予約乗合タクシーの受付業務委託料および管理システム使用料を計上いたしております。民生費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付費につきまして、前期の実績に基づき介護給付費等の増額をいたしております。

5 ページをお願いいたします。児童福祉総務費の子ども医療費では、前期実績により市独自助成分を含め増額をいたしております。児童措置費の子ども手当につきましては、9月までの実績による支給対象者数の見直しと10月以降の制度改正による支給額の変更等により、減額補正するものでございます。生活保護総務費では、就労意欲喚起等事業費として施設等での各種作業経験による就労意欲を喚起するための事業を実施しようとするもので、委託料等を計上いたしております。生活保護扶助費では、前期実績により生活扶助費および医療扶助費について増減の補正をいたしております。衛生費の予防費では、予防接種委託料について子宮頸がんワクチン接種率の増などにより追加するものでございます。上水道費での水道事業会計補助金の減額は、合併事業に対する一般会計出資分の減によるものであります。農林水産業費の農業振興費では、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について駆除単価の減額見直しを行いました。商工費の商工業振興費では、企業立地促進補助金について追加しておりますが、増設による投下固定資産額の増および新規常用従業員数の増によるものであります。

6 ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう新設改良費では、黒岩・堤田線道路新設事業費について交付金対象事業費の減により減額いたしております。消防費の常備消防費では、普通交付税の確定により飯塚地区消防組合負担金約4,000万円を減額いたしております。非常備消防費では、消防団員等公務災害補償共済基金負担金について、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応に伴い、本年度に限り単価の改正が行われ、追加掛金の増額補正を行うものであります。なお、この財源につきましては特別交付税による措置がされております。災害対策費では、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金について追加計上し、自主防災組織の防災訓練実施のための防災資機材等購入経費を助成するものでございます。

教育費の小学校および中学校整備費では、各小中学校の大規模改造事業および増築事業について契約額の確定により、それぞれ減額をいたしております。予備費につきましては、太陽光発電システム設置費補助金、東日本大震災職員派遣等に係る経費、および子ども手当の制度改正に伴うシステム変更経費等々へ予備費を充用し対応しましたことから、今後の不測の事態に対応するため追加をするものでございます。

7 ページをお願いいたします。繰越明許費では、「水道事業会計補助金」につきまして、合併事業に対する一般会計出資分の対象事業が繰越となる見込みであり、「赤坂地区排水路整備工事」については年度内の完了が見込めないため、追加するものでございます。債務負担行為では、指定管理に係る市民交流プラザ等 3 件の債務負担を設定し、平成 24 年度以降のコミュニティバス並びに予約乗合タクシーに係る運行業務経費等 4 件について追加いたしております。また、契約額の確定により、市誌編さん業務委託料について変更を行い、電算入力業務につきましては、国税連携システムの導入に伴い申告書入力 of 委託契約が不要となったため廃止するものでございます。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。国民健康保険特別会計では、歳入で国民健康保険税について前期実績をもとに調定額を見込み、約 2,100 万円を追加いたしております。

8 ページになりますが、繰入金の国民健康保険給付費等準備基金繰入金を給付費の財源として 4 億 670 万 1 千円追加しております。歳出では、医療費の前期の実績等を基に保険給付費約 3 億 9,400 万円を追加いたしております。また、一人当たり負担額の増などにより後期高齢者支援金を約 2 億 2,300 万円追加しております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、前期の実績などによる見直しを行い、歳入で保険料の減額および介護給付費支払準備基金繰入金の追加などの補正を行い、歳出で保険給付費および 9 ページに記載しております高齢者への配食サービスに係る食の自立支援事業委託料の追加などを計上いたしております。

小型自動車競走事業特別会計では、歳入で開催日数の減など前期実績に基づく見直し、および専用場外発売所の開設時期延期等により勝車投票券発売収入等を減額し、歳出でこれに伴う開催経費を減額しております。また、(東日本大震災の影響による) 走路改修事業の先送り等により、施設改善事業費を減額し、この財源としておりました小型自動車競走場施設改良基金繰入金も併せて減額をいたしております。

10 ページをお願いいたします。地方卸売市場事業特別会計および駐車場事業特別会計では、共に前期実績による使用料の減額を行い、一般会計からの繰入金により財源を調整しております。

学校給食事業特別会計では、歳入で児童生徒数の増などによる給食事業収入の増、および 11 ページに記載しております前年度繰越金の増額に伴い、歳出で給食賄材料費を追加いたしております。また、施設整備費の伊岐須小学校外 4 校の自校式給食調理室建設事業につきましては、契約額の確定により減額するものでございます。

以上で、一般および特別会計の補正予算関連議案の説明を終わります。

上下水道部総務課長

続きまして、企業会計補正予算の補正内容の主なものについてご説明いたします。

資料の 11 ページをお願いします。まず、議案第 94 号の「水道事業会計」の補正予算でございますが、収益的収入の 2,288 万 4 千円の減額につきましては、受託工事収益の減及び今年度の決算見込みによる消費税及び地方消費税が還付から納税になることに伴う消費税及び地方消費税還付金の皆減によるものであります。収益的支出の 4,165 万 1 千円の減額につきましては、職員の配置換え等による人件費の減及び契約完了に伴う執行残等により、委託料、修繕費及び受託工事費の減を計上しております。資本的収入の 1 億 3,461 万 3 千円の減額

につきましては、事業の執行残等による企業債・出資金の減、を計上しております。資本的支出の1億8,309万円の減額につきましては、職員の配置換え等による人件費の減、工事請負費の執行残の整理による減額を計上しております。なお、国庫補助金返還金58万2千円につきましては、平成22年度決算における消費税の確定に伴い、国庫補助金の内、消費税相当額を返還するものであります。継続費につきましては、平成22年度～23年度に実施しております高度浄水施設等整備事業の契約完了等に伴う総事業費の見直しに伴い、継続費の変更を計上しております。

次に、議案第95号の「産炭地域小水系用水道事業会計」の補正予算でございますが、収益的収入の118万5千円の減額につきましては、一般会計補助金の減によるものです。収益的支出の56万6千円の増額につきましては、職員の配置換え等による人件費の増であります。12ページをお願いします。

次に、議案第96号の「下水道事業会計」の補正予算でございますが、収益的収入の994万9千円の減額につきましては、主に下水道使用料の減額を計上しております。収益的支出の4,185万9千円の減額につきましては、契約確定に伴う執行残処理等による工事請負費、委託料の減、決算見込みによる支払利息の減を計上しております。

次に、資本的収入の2億4,371万5千円の減額につきましては、東日本大震災等に伴う国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の減、それに伴う企業債の減額を計上しております。資本的支出の2億4,118万5千円の減額につきましては、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の減、による事業の見直し及び契約額確定による執行残処理を計上しております。なお、債務負担行為につきましては、「終末処理場内揚水ポンプ場改築工事」を平成23年度から24年度までの2カ年間で設定しておりましたが、東日本大震災に伴う国庫補助金の調整のため、国・県と協議の結果、平成24年度の実施に先送りされましたので廃止するものであります。

以上、簡単ですが、各企業会計の補正予算の概要説明を終わります。

総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。「議案第97号飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」につきましては、個人情報の漏えいについて「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等に準じて罰則の対象行為・対象者の見直しを行い、厳罰化するものでございます。

「議案第98号飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、スポーツ基本法の施行に伴いまして、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称変更するものでございます。

「議案第99号飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与についての人事院勧告を参考にいたしまして、行政職給料表を40歳代以上の職員が受ける号給を対象として、平均0.19%引き下げたものに改定するものでございます。2ページをお願いいたします。

「議案第100号飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、個人住民税につきましては、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、肉用牛の売却による事業所得に係る特例の見直し、上場株式等配当・譲渡所得等の軽減税率の延長を行い、罰則につきましては、申告書を提出しない場合の厳罰化を行うものでございます。

「議案第101号飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、課税課が保有しております航空写真図の写しの交付に係る手数料を1件500円と定めるものでございます。

「議案第102号飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、スポーツ基本法の施行に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 103 号飯塚市体育施設条例」につきましては、飯塚市の体育施設に関する 8 本の条例を統合し、あわせて、体育施設の種類別に 1 時間単位の使用料・利用料金の統一・平準化、飯塚第 1 体育館 和楽屋・穂波体育館 会議室の使用料の新設、部分使用における高校生以下の使用料・利用料金の新設を行うものでございます。

「議案第 104 号飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象者となる遺族の範囲を拡大するものでございます。

「議案第 105 号飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立鎮西保育所を、平成 25 年 3 月 31 日で廃止するものでございます。

「議案第 106 号飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業・児童クラブの対象学年を見直し、新たに延長利用を行うものでございます。

「議案第 107 号飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 108 号飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 109 号飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭系廃棄物の不燃ごみ指定袋に、これまでの「大・中」に加え、新たに「小」の規格を設け、10 枚 200 円とするものでございます。

「議案第 110 号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、体育施設の種類別に、1 時間単位の利用料金を統一・平準化し、部分使用における高校生以下の利用料金を新設するものでございます。

「議案第 111 号飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

議案第 112 号から 4 ページの第 118 号までの 7 件の「財産の譲渡」につきましては、楽市、久保白、見田、高田、舍利蔵、津原、安恒の各自治公民館の敷地を認可地縁団体でありますそれぞれの地元団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第 119 号財産の譲渡」につきましては、公立保育所の民営化にあたり、津原保育所の園舎建物を、社会福祉法第 58 条第 1 項の趣旨に基づき、「社会福祉法人 いしずえ会」に無償で譲渡するものでございます。

5 ページをお願いいたします。議案第 120 号から第 131 号までの「支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件)」につきましては、学校給食費を納入しない長期滞納世帯に対して、飯塚簡易裁判所等に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から分割納入を求める督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第 395 条の規定により訴訟手続へ移行したため、学校給食費請求事件として専決処分を行ったものでございます。

総務部長

人事議案につきましては、ご説明いたします。議案第 132 号から第 134 号までにつきましては、任期満了に伴います「人権擁護委員」3 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に報告第 22 号から第 24 号までの 3 件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故 3 件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

歳入のほうで公立保育所運営費保護者負担金が減、私立保育所運営費保護者負担金が減となっていますね。そして広域入所運営費保護者負担金が増になっていますね。あと、歳出のところも出てくるわけですがこの入所見込み数が公立私立合わせて約800人減ってるわけですね。そして広域に約400人近く広域になっているわけですが、これは見込みが違って来るといことは、どういうことなのか。

児童社会福祉部長

今、見込みが違ふということですが400人というのは年間通して400人ということですので月になおしては何人かということになりますけど、途中で10月1日の見込みで修正していますので若干見込みが違ったものと考えています。

道祖委員

出生人口が当初見込みよりも減ってきてるということではないということでもいいんですか。

児童社会福祉部長

出生見込み人口が年間通して1150人ぐらい年間通してしていますが、ここ何年かで急激に減っている状況ではありません。

道祖委員

参考までにお尋ねしたいんですが、支出の分で消防費ですね、常備消防費が今度は普通交付税確定によって約4千万円減額されておりますけれど、普通交付税の確定ということで、減ると言うことはこの関連はどうなっているのかお尋ねいたします。

財政課長

今回の普通交付税の算定の中で消防費の関係の単位費用が減ったということでございます。

道祖委員

その単位費用と言うのはどういう内容ですか。

財政課長

各経費を算出する際の基礎数値というふうに御理解いただきたいと思えます。例えば生活保護とか社会福祉とかそういった関係の経費を算出する際のそれぞれの項目の基礎数値として国が示す数値でございます。

道祖委員

こういうことお尋ねしていいかわかりませんが、常設消防費が普通交付税の確定によって左右されるということなわけですね。ただいろいろ災害等がふえてきてる実態の中でですね、実質の消防の活動費ですね、負担金をもらって活動してるんでしょう。その消防の活動費そのものが普通交付税の単位費用の算定によって減らされることによって実質活動に支障がないのかどうか。

総務部長

単位費用の細かな算出方法については私ども理解しておりませんが、ここ数年これについては上がってきていました。ですから、今回の計算式の中では下がっていったということですが過去に上がった部分を食いつぶすような金額ではありませんので活動には支障はないものと考えております。

道祖委員

議案106号の御説明あっておりますけれど、この時間延長のことが今度は新たに入っておりますけれどそれはそれで大変望ましいことだと私は思っておりますけれども、その中

でですね、ひとつ市長が必要と認めるときは時間延長をするとなってるわけですね、1時間。この市長が認めるということはどういうことが想定されているのかですね、お尋ねいたします。

児童社会福祉部長

勤務が6時以降、どうしても6時までには迎えに来られないというような方については特別に認めるような形、またいろんな家庭の事情がありますので今、広域入所で来られている子どもさんについても検討していきたいと考えてます。

道祖委員

仕事の関係というのはですね、前々から言っていますが就業規則、例えば市の職員の就業規則でですね時間は5時までですよね、5時だから6時には迎えに間に合うというふうになるわけですけど、現実的には残業等が発生することがありますよね、市にしてもそう、民間企業になってはですね、就業時間が5時以降になってるところは多々あると思いますし、景気の動きによってはどうしてもですね、残業が発生するわけですね。そのときに残業というのが突発的に起きるものですよ、そのときにどの範囲で認めるかということを、例えば就業規則で切ってしまうと受け入れがなりませんから、それはよくよく柔軟なですね運用をしていたなくてはいけないと私は思います。その辺の考えはどういうふうになってるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:43

再開 10:43

委員会を再開します。

児童社会福祉部長

就業規則で即切るとは考えていません。各状況を聞きながらですね、考えていきたいと思えます。1カ月単位で30分は500円、1時間は1000円頂くことにしていますので、その辺は考えていくことにしています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会議務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第83号は総務委員会に、84号から86号までの3件は、いずれも厚生委員会に、87号は総務委員会に、88号は経済建設委員会に、89号は厚生委員会に、90号、91号は、いずれも経済建設委員会に、92号、93号はいずれも市民文教委員会に、94号から96号までの3件は、いずれも経済建設委員会に、97号は総務委員会に、98号は市民文教委員会に、99号から101号までの3件は、いずれも総務委員会に、102号、103号はいずれも市民文教委員会に、104号から108号までの5件は、いずれも厚生委員会に、109号、110号はいずれも市民文教委員会に、111号から118号までの8件は、いずれも総務委員会に、119号は厚生委員会に、120号から131号までの12件は、いずれも市民文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、総務委員会への付託を説明いたしました、議案第99号につきましては、基準日が12月1日となっておりますことから、11月30日の本会議初日に議案の提案理由説明、質疑の後に委員会付託を行い、本会議を休憩して委員会を開催し、委員会終了後に本会議を再開して、委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただいております。

次に人事議案であります議案第132号から134号までの3件につきましては、最終日に上程し、提案理由説明、委員会付託省略を諮ったのちに質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第22号から24号までの3件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成23年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、11月30日から12月20日までの21日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の(追加)の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、12月1日・木曜日の午後5時までと考えております。

次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りは、12月6日・火曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、そのように決定いたしました。

次に、「請願の訂正について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、9月議会において提出されております、請願第2号につ

いて、請願内容を一部訂正したい旨の申し出が請願者から文書にて提出されています。請願の訂正については11月30日の本会議で請願文書の訂正許可について諮っていただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、その他でございますが、「説明員の指名に略称を用いることについて」事務局に説明させます。

議会議務局次長

お手元に配付しております資料に記載しておりますとおり、議長ならびに委員長は会議に際して説明員(執行部)の役職名を指名いたしますが、職名が長く指名しづらい職名がございますので、それらにつきましては、会議の円滑な進行のため、略称を用いることが出来ることとするものでございます。

また本件につきましては、説明員が発言を求める際にも同様に自身の役職名を略称で名乗ることができるものとするものでございます。

なお、会議においては略称を用いますが、会議録におきましては略称を正式な職名に置き換えて調整いたしますのでご了承願います。

本件につきましては11月30日の本会議より運用していただいております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、次回の委員会ですが、次回は、12月8日(木)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。